

伊賀市サッカー協会 規律・フェアプレー委員会規約

第1条(目的)

1. 本規約は、伊賀市サッカー協会(以下「本協会」という。)規約第4条第5項に基づき、規律・フェアプレー委員会(以下「本委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(名称)

1. 本委員会は、伊賀市サッカー協会規律・フェアプレー委員会と称する。

第3条(構成)

1. 本委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって構成する。

第4条(委員の選任)

1. 本委員会の委員長は、本協会評議会で選任する。ただし、選任された委員長が職務を遂行できない場合においては、本委員会で協議・決定された者を、本協会の理事会において選任する。

2. 本委員会の委員は、委員長が推薦し、本協会の理事会の承認を得る。

第5条(任期)

1. 本委員会の委員長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

第6条(審議)

委員長は、次の場合に委員会を招集し、その規律問題を審議する。

(1) 本協会に加盟するチーム及び本協会の主管する試合において、重大な不法行為があった場合。

(2) 各専門委員会やチームより提訴を受けた場合、又は委員長が必要と認めた場合。

第7条(罰則の決定)

1. 罰則の決定及び適用は、伊賀市サッカー協会懲罰基準に従って審議し、決定に際しては、原則として関係者から事情聴取する。

第8条(マッチコミッショナー)

1. マッチコミッショナーの選任は、原則として本委員会の委員長が任命する。

第9条(フェアプレーの啓発)

1. 本委員会は、各専門委員会(各種別)でのマッチコミッショナーの位置付けとフェアプレーの啓発活動を行う。

(附 則)

1. 本規約は、平成27年10月 1日から施行する。